

1. 件名: 関西電力株式会社高浜発電所での協力会社作業員の負傷に係る面談

2. 日時: 令和3年12月2日(木)16時05分～16時40分

3. 場所: 原子力規制庁 3階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対応室 田村室長補佐 高橋係長、梶田専門官

関西電力株式会社 東京支社 技術グループ マネージャー

5. 要旨

(1) 関西電力株式会社(以下、事業者という。)から高浜発電所での協力会社作業員の負傷について、以下の説明があった。

- ・令和3年12月1日16時30分頃、現場訓練による有効性評価の成立性確認(シーケンス訓練)において、ホースを敷設する訓練のため、展張車からホースを送り出していたところ、ホースの接続部(フランジ)が展張車の荷台に引っ掛かり、引っ張られたホースが、付近で訓練の手順確認や時間計測を行っていた被災者の左足脛に接触し負傷した。

(2) 原子力規制庁は、以下の対応を求めた。

- ・当時の危険予知活動の実施状況について説明すること。
- ・被災者本人の過失があったか示すこと。
- ・設備の不備がなかったのかについて説明すること。
- ・法令報告要否の判断について訓令解釈に照らして示すこと。

(3) 関西電力からは、了解した旨の回答があった。

6. 資料

- ・「高浜1号機事故対応訓練中の協力会社作業員の負傷について」